

秋田県条例第六号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「期間」の下に「(育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあっては、人事委員会規則で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間)」を、「かつ、」の下に「週休日以外の日において」を加える。

第二十五条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二十項」に、「以下」を「以下の項において」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「(第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)をいう」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第五条中「の定める」を「で定める」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第八条の二第一項中「職員が、人事委員会規則で定めるところにより、第一号若しくは第二号に規定する」を削り、「を養育するため又は第三号に規定する者（次条第四項において「要介護者」という。）を「又は同項に規定する要介護者（以下この項及び第八条の三第四項において「要介護者」という。）のある職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育し、又は当該要介護者」に改め、同項第一号中「のある職員」を削り、同項第二号中「のある職員であつて人事委員会規則で定めるもの」を削り、同項第三号を削る。

第八条の三第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十五条第三項中「第五条」を「第五条第一項」に、「週休日」を「週休日又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に、同条第六項及び第七項中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第十六条中「同条例」を「勤務時間条例」に、「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十八条の二第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は」に改める。